

特記仕様書

目 次

第1条	業務の概要
第2条	業務の内容
第3条	業務従事者名簿等の提出
第4条	免許取得者および有資格者等の配置
第5条	業務従事者等の変更
第6条	業務従事者等の服装
第7条	業務時間
第8条	施設の稼働日および受入時間
第9条	施設の休日

(業務の概要)

第1条 業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 委託名称
鯖江葬斎場火葬業務委託
- (2) 委託期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日
- (3) 委託場所
鯖江市三尾野出作町第1号1番地
鯖江広域衛生施設組合 鯖江葬斎場

(業務の内容)

第2条 業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 適用範囲
本業務内容は、火葬等業務委託の管理上、一般的なものについて定めるものであり、下記の内容に明記なき事項であっても、業務を良好に維持するために必要な事項について、乙は、甲と協議して必要な措置を講じること。
- (2) 業務責任
業務責任者および業務副責任者は業務上のあらゆる事態に対処すること。また、業務従事者の監督については、乙が全責任を負うものとする。
- (3) 安全衛生と異常時の報告
業務に関する機器の運転および作業等は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき業務従事者の安全と健康を確保するよう努めること。また、火葬設備の異常時においては、即時の点検と適正な処置を施し、速やかに甲に報告すること。
- (4) 施設利用者の受付事務に関する業務
 - ① 葬斎予約システム(組合パソコン)での予約状況の確認(事務所の白板に記入)
 - ② 火葬許可証等の書類確認と受付、手続き等に関する事務全般と電話対応
 - ③ 市町窓口との連絡調整(必要に応じて名前の確認)、葬儀業者との連絡調整および指導(棺の寸法確認)
 - ④ 到着時刻案内板および使用火葬炉案内板の記入(火葬予約者の到着時刻と名前)

- (5) 棺(遺体)等の受入れおよび儀式等に関する業務
- ①施設利用者の案内および誘導
 - ②火葬台車耐火物保護剤(壺砂)の敷砂作業
 - ③棺(遺体)の受入れから告別式、火葬炉に納めるまでの業務
- (6) 棺(遺体)等の火葬および収骨に関する業務
- ①棺(遺体)・死産児・身体の一部の火葬に伴う火葬炉の運転および監視業務
 - ②収骨及び遺族への遺骨引渡し業務
 - ③収骨後の残骨灰の処理及び保管業務
 - ④火葬後の灰出し作業、火葬台車上の清掃点検および炉内点検業務
 - ⑤保管残骨灰および副葬品残渣処理業務
住民の宗教的感情に十分配慮し、かつ関係法規に基づき、公衆衛生上適切に処理すること。
 - ⑥火葬用燃料(灯油)の残量確認と発注連絡
- (7) 葬斎施設使用料の徴収に関する業務
- 火葬許可証等関係書類の領収済印を確認し、未納であれば、条例によって定めている使用料を徴収すること。また納付書もあわせて受領すること。
徴収した際には納入通知書兼領収証に領収印として現金取扱員印を押印し、申請者に返却すること。
徴収した使用料および受領した納付書は、当日または翌開庁日に組合へ持参すること。持参されていない場合は、納入通知書兼領収証書および納付書を作成し、代用すること。
使用料徴収代行を、第三者に再委託することは禁止とする。
- (8) 施設の機器管理を含む施設全体の維持管理および清掃等の業務
- ①業務日報、月報、年報等、各種報告書の作成および提出
各種報告書リスト
ア) 機器点検報告書(点検、記録)
イ) 事故および故障報告書
ウ) その他甲が指示する報告書
 - ②火葬炉の始業および終業における日常の点検業務(必要に応じて注油またはグリス注入)
 - ③その他機械設備等の日常点検業務(必要に応じて注油またはグリス注入)
ア) ②、③は甲が示す点検表に基づいて実施
 - ④施設内の照明および空調は、節電に努め、消し忘れのないように確認すること
 - ⑤火葬棟(斎場)、事務所・待合室棟(車寄せ、告別ホール、収骨室、火葬監視室、残骨保管室、待合室、和室、事務室、トイレ、職員休憩室等)、通路、車庫、倉庫、庭園、駐車場、施設進入路の清掃業務
 - ⑥貸与物件および消耗品等の管理
 - ⑦施設内における各物品等の整理整頓
 - ⑧施設敷地内の除草作業
 - ⑨花木への散水作業および管理作業
 - ⑩池の管理作業
 - ⑪施設進入路、駐車場およびその他必要な除雪作業(小型ショベル、人力)
 - ⑫施設の開錠および施錠と戸締り確認
 - ⑬火元責任者を選任し、火気の取扱いを徹底して、火災の防止に努めること
 - ⑭施設の機器、作業機械、備品、工具等の紛失がないよう努めること
 - ⑮必要時、車庫シャッターの開閉を行うこと
 - ⑯施設景観美化の一環として、プランター花植栽業務を行うこと
施設沿道にプランターを設置し管理すること。
春季から夏季、夏季から秋季と時期に適した花に植え替えること。
パンジーやベゴニア等長期鑑賞用の花とする。
冬季は除雪の支障となるため、倉庫に移動すること。
 - ⑰その他甲が必要と認め指示する業務

(業務従事者名簿等の提出)

第3条 乙は、業務従事者の役職(担当)、氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号を記載した業務従業者名簿に各人の健康保険証の写しを添えて甲に提出すること。

(免許取得者および有資格者等の配置)

- 第4条 乙は、次の免許および資格を有する者を配置すること。
- ①乙種第4類 危険物取扱者(火葬燃料である灯油の取扱いに必要とする免許)
 - ②車両系建設機械運転技能講習修了者または小型ショベル運転技能講習修了者
(冬期の除雪に必要とする資格)
 - ③防火管理者
 - ④その他、甲が必要とする資格
- 2 免許証および技能講習修了証の写しを甲に提出すること。

(業務従事者等の変更)

- 第5条 乙は、業務責任者および業務副責任者の変更があるときは、原則として30日前までに業務従事者変更願を甲に提出し、承諾を受けるものとする。
- 2 前項により変更があった時は、十分な引継期間をもって対応するものとする。

(業務従事者等の服装)

- 第6条 乙は、業務従事者に安全かつ清潔な統一した服装を着用させ、名札等により業務従事者であることを明らかにすること。
- 2 業務従事者は、受付事務・棺(遺体)受入れ・告別式・収骨業務用の作業服、火葬炉運転用の作業服、名札、手袋、作業靴、防塵マスク、その他安全に必要な用具を作業種別に応じて使用又は着用すること。

(業務時間)

- 第7条 乙の業務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
ただし、甲が必要があると認めるときは、この限りではない。

(施設の稼働日および受入時間)

第8条 施設の稼働日 1月1日(元旦)を除く毎日

受入時間	特別枠	9時20分	死産児、身体の一部
	1	10時30分	一般火葬
	2	11時00分	一般火葬
	3	11時30分	一般火葬
	4	0時00分	一般火葬
	5	0時30分	一般火葬
	6	1時50分	一般火葬
	7	2時20分	一般火葬
	8	2時50分	一般火葬
	特別枠	3時20分	死産児、身体の一部

(施設の休日)

- 第9条 1月1日(元旦)